
定 款

イオンディライト株式会社

イオンディライト株式会社定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、イオンディライト株式会社と称し、英文では、EON DELIGHT CO., LTD. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建築物及び関連設備の総合管理・メンテナンスに関する事業
 - ① 運転、保守、点検、整備、管理等に関する事業
 - ② 環境、衛生、清掃に関する事業
 - ③ 運営、企画、診断に関する事業
- (2) 警備業法で定義される警備業
- (3) 現金及び貴金属等貴重品の護送及び輸送に関する事業
- (4) 建築一式工事、土木一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気工事、電気通信工事、消防施設工事、造園工事、建具工事、ソーラー設備の設置工事及び水道施設工事に関する調査、企画、設計、監理、改修、施工及びコンサルティング事業
- (5) 電気設備、防災・防犯設備、通信機器、空気調和設備等の設計、施工、改修及び監理に関する事業
- (6) 上記設備及び関連資材の販売並びに賃貸に関する事業
- (7) 病院等医療施設における消毒及び医療廃棄物の処理並びに医療事務に関する事業
- (8) 昇降機の設置工事及び販売に関する事業
- (9) 駐車場の設計、施工及び監理に関する事業
- (10) 上記駐車場の管理及び賃貸に関する事業
- (11) 住宅、事務所、店舗等の内装工事の設計、施工、改修及び監理に関する事業

- (12) 上記工事に関連する資材並びにインテリア用品、家具、家庭用電気製品及び日用品雑貨の販売に関する事業
- (13) 不動産の売買、仲介、斡旋、鑑定評価、管理及び賃貸に関する事業
- (14) 土木、建築用資機材及び機械器具の製造、製造委託及び販売並びに賃貸に関する事業
- (15) 清掃用資機材、事務用機器及び自動販売機等の製造、製造委託及び販売並びに賃貸に関する事業
- (16) 石油、ガス（高圧ガス、液化したものを含む。）及び石油精製品の販売に関する事業
- (17) 電気事業法に定める電気工作物の発電による開発電力の供給、販売及び管理並びに関連機器の保守及び監理に関する事業
- (18) 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理及び再生並びにリサイクル品の販売に関する事業
- (19) 食堂・レストラン及び喫茶店等の飲食店、映画館、劇場、遊戯場、スポーツ施設、駐車場、薬局、診療所、学習塾、文化教室、旅館、ホテル、結婚式場、展示会場及びプレイガイドの経営
- (20) コインパーキング等駐車場の管理及び運営に関する事業
- (21) 車両のリース並びにシャトルバス、コミュニティバスの運行、運転手の手配及び運転代行サービスに関する事業
- (22) 写真撮影・現像・焼付、理髪、美容、旅行斡旋に関する業務
- (23) 一般労働者派遣業、特定労働者派遣業等の労働者派遣事業、有料職業紹介業、情報処理サービス業、不動産情報提供・経済情報提供等の情報提供サービス業、ソフトウェア業、自動車整備業、クリーニング業、リネン販売・レンタル等リネンサプライ業及びホテル業
- (24) ビルメンテナンスに関する管理者及び技術者養成の学校経営
- (25) ビルメンテナンスに関する講習会、シンポジウム及びセミナー等の開催
- (26) ビルメンテナンスに関するコンサルティング事業
- (27) 放置車両の確認等に関する事務
- (28) 放置違反金に関する事務
- (29) 集金代行業務及び会計出納に関するアウトソーシング業務の受託
- (30) マンションの管理の適正化の推進に関する法律で定義されるマンション管理業
- (31) マンション管理に関するコンサルティング事業

- (32) 文書・電磁的記録・機密文書等の管理・保管・取次業務並びに倉庫業及びトランクルーム業
- (33) 情報の電子化及びデジタル化に関する業務
- (34) 一般貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業並びに運送の仲介・斡旋・管理及び引越しに関する事業
- (35) 建物内における郵便の集配及びメールサービス並びに運送及び商品管理等物流に関する業務
- (36) 観葉植物、造園用植物及び鑑賞用植物の栽培、販売・賃貸及びその仲介・斡旋並びに造園業
- (37) 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- (38) 金銭の貸付及び金銭の貸借の媒介・保証・集金の代行、有価証券の投資・売買・仲介並びにクレジットカード業
- (39) 自動販売機・サーバーの設置場所の開拓、設置、オペレーション、斡旋及び機種の開発、保守並びに修理
- (40) 各種商品券・ギフト券等の販売並びにその取次業務
- (41) インターネット・カタログによる通信販売業
- (42) 衣料品、家庭用電気製品、家具、室内装飾品雑貨の小売、卸売、賃貸及び輸出入
- (43) 食料品、清涼飲料水、化粧品等の製造、製造委託及び小売、卸売並びに輸出入
- (44) オフィスコンピュータ、ファクシミリ等の事務用機器の導入提案、販売、賃貸並びに輸出入及び事務用機器の消耗品の販売
- (45) 包装紙、袋、ラップ、トレー等の包装資材の販売
- (46) 自動車・自転車・軽車両等の車両、ヨット、モーターボート等の船舶、日用品雑貨、玩具、絵画・美術工芸品、鑑賞用植物、愛玩動物、スポーツ用具、医療用具、厨房機器及び空調設備機器の販売、賃貸及び輸出入
- (47) 映画、レコード、ビデオテープ及びビデオディスクの製作、販売、賃貸及び輸出入
- (48) 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、肥料、飼料及び計量器の販売
- (49) 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙及び銃砲刀類の販売並びに宝くじの売りさばき
- (50) 酒類の小売、卸売及び輸出入
- (51) 衣料品・日用品雑貨・家庭用電気製品・家具・室内装飾品雑貨・自動車・自転車・美術品・事務用機器及び書籍等の古物の販売

- (52) 計量器の点検及び修理
- (53) 総合リース業
- (54) ホームメンテナンス（家の清掃・模様替え・片付け等）事業
- (55) 炭酸ガス、圧縮空気、オゾン等による配管洗浄事業
- (56) 苔等の植物を用いた屋上及び外壁等緑化事業
- (57) タイルカーペット、ビニールタイル等張替床材のレンタル業
- (58) 地方自治法に定義される民生施設、衛生施設、体育施設、社会教育施設、公園、会館、診療施設等の運営
- (59) 水質検査、測定及び証明事業
- (60) コールセンター、テレホンアポイントメント、クレーム対応及び危機管理に関する事業
- (61) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導及び加盟店組織の運営
- (62) 前号に規定する加盟店に対する市場調査、経営計画、店舗設計、販売管理及び労務管理の指導並びに教育
- (63) 第 61 号に規定する加盟店の品揃えの指導とこれに伴う必要商品の仕入れルートの斡旋並びに業務上必要な資料の供給
- (64) 各種企業の経営指導
- (65) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
- (66) 人事、総務、財務、経理、その他一般事務作業の業務代行、受付業務並びに企業の福利厚生及び従業員向け売店・コンビニ等の後方支援に関わるサービスの提供及び業務受託
- (67) 会議室の手配・賃貸借、会議室用ウェブシステム整備、会議用備品の貸し出し等会議室提供サービス事業
- (68) 保育に関する事業
- (69) 学校、医療及び介護施設等への集団給食の提供並びにデリバリー及びまかないに関する事業
- (70) 印刷及び製本に関する業務
- (71) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守
- (72) 旅行業法にもとづく旅行業務、航空券・新幹線等のチケット手配並びに運輸会社の発券代理業務

(73)前各号に附帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、8,640万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（株式取扱規則）

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第3章 株主総会

第11条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

第13条（招集者及び議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第14条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第16条（議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

第17条（員数）

当社に、取締役20名以内を置く。

第 18 条（選任）

当社の取締役は、株主総会において選任する。その選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 19 条（任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。

第 20 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。

2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

第 21 条（取締役会）

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

3 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

第 22 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 23 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与及び退職慰労金その他の職務の執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 24 条（社外取締役の責任限定契約）

当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第25条（員数）

当会社に、監査役5名以内を置く。

第26条（選任）

当会社の監査役は、株主総会において選任する。その選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

第27条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第28条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤監査役若干名を選定する。

第29条（監査役会）

監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

第30条（報酬等）

監査役の報酬、賞与及び退職慰労金その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第31条（社外監査役の責任限定契約）

当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計算

第32条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

第33条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第34条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

第35条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、会社法第454条第5項による剰余金の配当をすることができる。

第36条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(2010年5月)